

事業内容

あけぼの作業所

就労移行支援事業

一般就労を希望し、就労の可能性を持った方を対象に、知識・能力の向上、実習等を通じ、適性のあった職場への就労や定着支援をします。

生活介護事業

食事や排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作活動、又は生産活動の機会を提供します。

地域生活推進センター

訪問型職場適応援助事業(ジョブコーチ)

障害者の方を対象にハローワークや障害者職業センター等の関係機関と連携して就労支援を行い、職場適応できるよう本人、事業所、家族を支援します。

生活困窮者等就労準備支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者及び生活保護受給者を対象に「日常生活自立支援」「社会生活自立支援」「就労自立支援」と段階的に支援します。

相談支援・就労相談支援事業

障害児・者を対象に地域で豊かな生活が送れるように社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援や就労支援を行います。

認定調査

豊川市の障害者(児)を対象に障害福祉サービス(介護給付費)を利用する際の種類、量の判断基準としての障害支援区分の認定調査を行います。

おひさまホーム

共同生活援助事業(介護サービス包括型)

地域で生活を望む障害者を対象にホームでの日常生活の支援を行い自立生活を応援します。

沿革

- 昭和20年11月1日 名古屋市が元豊川海軍工廠男子工員14寄宿舎を借り受け、名古屋市母子寮として母子寮・保育所、生活保護授産所を開設。
- 昭和25年1月1日 財団法人豊川母子寮の設立認可を受け、名古屋市豊川母子寮の事業を承継。
- 昭和27年5月22日 社会福祉法人豊川母子寮に組織変更。
- 昭和51年7月7日 社会福祉法人若竹荘に名称変更。
- 昭和55年4月1日 精神薄弱者通所授産施設「あけぼの作業所」開設。
- 平成11年10月1日 グループホーム「ぱかぽかハウス」運営開始。
- 平成15年10月1日 「豊川市障害者地域生活推進センター」運営開始。
- 平成21年4月1日 多機能型事業所(就労移行支援事業、生活介護事業)に移行。
- 平成23年3月23日 豊川保育園竣工(定員170名)
- 平成24年4月1日 就労相談支援事業開始。
- 平成24年9月12日 あけぼの作業所竣工(定員80名)
- 平成26年4月1日 障害支援区分認定調査開始。
- 平成28年4月1日 生活困窮者等就労準備支援事業開始。

若竹荘後援会のおさらい

若竹荘後援会は、社会福祉法人若竹荘が行っている社会福祉事業を応援するために平成9年に発足されました。
毎年「若竹荘チャリティー公演」等を開催して皆様のご理解をいたしております。などご趣旨をお汲み取りいただき、一人でも多くの皆様に後援会加入をお願い致します。

会費

個人 1口 2,000円
法人 1口 10,000円

振込先

豊川信用金庫 三蔵支店
普通 658-926
社会福祉法人若竹荘 後援会

現金窓口受付 若竹荘事務局にお越しください。

住所 豊川市大崎町下金居場55番地 tel.(0533) 86-2533

社会福祉法人 若竹荘 あけぼの作業所・地域生活推進センター・おひさまホーム

T442-0007 豊川市大崎町下金居場 55 番地 URL:<http://www.wakatakeso.com>
電話(0533)86-3601 FAX(0533)86-1199 E-mail:wakatake@sage.ocn.ne.jp
電話(0533)65-8512(ウエス・縫製)/電話(0533)65-8511(地域生活推進センター)



あけぼの 作業所

SINCE 1980

地域の作業所 理念

社会福祉人材介在 理念

「地域福祉人材介在」
地場産業に貢献します。

「地域活性化推進事業」
多くの福利厚生事業者による提供を目指します。

社会福祉人材活性化、利用者一人ひとりを尊重します。

「地域活性化推進事業」
多くの福利厚生事業者による提供を目指します。

労働者としての自尊心、個人的・職業的成長を実現するため、
労働者・市民・地域社会との連携を図ります。

労働者・市民・地域社会との連携を図ります。
労働者としての自尊心、個人的・職業的成長を実現するため、
労働者・市民・地域社会との連携を図ります。

4. 地域福祉の推進

障害児等の方々地域文化の日常生活を豊かにするために、多くの人々が手を取る事。
地域活性化推進事業、園小童、保育士、看護師、看護師、医療福祉士等です。

3. 民主的運営

民主的運営の立場で、大小の意思決定を図り、多くの人々が手を取る事。
議論や意見交換を通じて、意見を出し合います。

2. 兼職保謙

労働者としての自尊心、個人的・職業的成長を実現するため、
労働者・市民・地域社会との連携を図ります。

1. 労働権の保障

労働権を尊重する事で、労働者の権利を守ります。

